

川崎区地域の縁側づくり要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市総合計画、川崎市地域福祉計画及び川崎区地域福祉計画に基づき、川崎区民による「地域の縁側づくり」を推進することについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 「地域の縁側づくり」の推進は、地域住民同士が気軽に立ち寄ることができ、参加し、おしゃべりやお茶飲み等のゆるやかな交流を通じて、日常生活の見守り、健康づくり及び生きがいつくり等を行うことによって、元気で幸せな暮らしを共に支え合う地域を形成していくことを目的とする。

(地域の縁側の定義)

第3条 この要綱で規定する「地域の縁側」は、次の条件をすべて満たしているものとする。

- (1) 地域の特色を活かし、多様な形で居場所づくりを推進していること。
- (2) 地域住民が、年齢・障害の有無・国籍等に関係なく立ち寄ることのできる場であること。
- (3) 政治活動・宗教活動を目的としたものでないこと。
- (4) 営利を目的としないこと。
- (5) 公序良俗に反しないこと。

(地域の縁側事業)

第4条 前条の規定に基づく「地域の縁側」での事業は、次に掲げる事項を原則として行うものとする。

- (1) 川崎区地域福祉計画の趣旨に沿ったものであること。
- (2) 人と人がつながり、地域の中に安心・安全なネットワークを築き、地域福祉を推進していくものであること。

(3) 住民による地域福祉のまちづくりに貢献するものであること。

(4) 行政、社会福祉協議会、町内会・自治会、民生委員児童委員及び地域福祉関係団体等との協働を視野に入れたものであること。

(団体の登録等)

第5条 地域の活動団体は、地域の縁側の登録を希望する場合は、地域の縁側団体登録等申請書（様式第1号）を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、地域の縁側活動調査票（様式第2号）により、活動内容の調査を行い、第3条の規定に沿うものであることを確認する。調査の結果については、登録結果通知書（様式第3号）により団体の代表者宛に通知する。

3 地域の縁側団体は、第1項の規定による申請の内容に変更が生じた場合は、地域の縁側団体登録等申請書（様式第1号）に変更後の内容を記入し、区長に提出するものとする。

4 前項の規定による申請があった場合において変更事項が活動内容に係るときには、区長は、地域の縁側活動調査票（様式第2号）により、活動内容の調査を行い、第3条の規定に沿うものであることを確認する。調査の結果については、登録結果通知書（様式第3号）により団体の代表者宛に通知する。

5 地域の縁側団体は、やむを得ず活動を継続することができなくなった場合は、地域の縁側団体登録等申請書（様式第1号）に理由を記載し、区長に提出するものとする。

(行政の役割)

第6条 区長は、地域の縁側団体に対し、主体的な活動に対する専門的な助言と技術的な援助及び相互交流のための支援を行うほか、地域の縁側団体と協働し、地域の縁側活動推進事業として次の内容を行う。

(1) 地域交流の場づくり

- (2) 地域住民の健康保持、増進等の振興
- (3) 保健福祉関連事業の普及啓発
- (4) 縁側活動の周知、活性化及び縁側活動への参加の促進
- (5) その他本事業として適当と認められるもの

(地域の縁側連絡会)

第7条 「地域の縁側づくり」を円滑に実施するために、川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課（以下「地域ケア推進課」という。）と地域の縁側団体の代表者による地域の縁側連絡会を設置し、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の縁側団体の代表者同士の交流と情報交換について
- (2) 地域の縁側団体の活動状況把握と懸案事項について
- (3) 行政からの情報提供について
- (4) その他地域の縁側づくりの推進に必要なこと。

2 地域の縁側連絡会は必要に応じて開催することとし、出席者は各地域の縁側団体の代表者又は当該代表者が推薦した者による。

3 地域の縁側連絡会の運営においては、各地域の縁側団体の独自性を尊重する観点から議長を設けないこととする。ただし、他事業への参加による代表者の選出に当たっては地域の縁側連絡会で協議し、決定するものとする。

4 地域の縁側連絡会の運営については、次条に規定する事務局が行うものとする。

(事務局)

第8条 本事業の事務局は、地域ケア推進課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱に規定された事項で、施行日以前に行われたものは、この要綱に基づいたものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、平成28年4月1日以降適用し、同日前に地域の縁側団体の登録があったものについては、なお従前の例による。

3 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和2年4月1日以降適用し、同日前に地域の縁側団体の登録等があったものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号

地域の縁側団体登録等申請書

年 月 日

(あて先)
川崎区長

団 体 名
代表者氏名

次のとおり、地域の縁側団体の登録等を申請いたします。

団 体 名	
発 足 年	
代 表 者 氏 名	
代 表 者 住 所	
連 絡 先 電 話 番 号	
活 動 場 所	
活 動 日	
ス タ ッ プ 人 数	名 (届出日現在)
主 な 活 動 内 容	
<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> その他 ()	

※ 変更があった場合は、該当する項目に変更後の内容を記入してください。

※ 活動を継続することができなくなった場合は、「その他」欄にチェックを入れ、「廃止」と記入してください。また、廃止理由を「主な活動内容」に記入してください。

地域の縁側活動調査票

調査日： 年 月 日

	調査項目	チェック欄
1	地域の特色を活かし、多様な形で居場所づくりを推進していること	
2	地域住民が、年齢・障害の有無・国籍等などに関係なく立ち寄ることのできる場であること	
3	政治活動・宗教活動を目的としたものでないこと	
4	営利を目的としないこと	
5	公序良俗に反しない団体であること	
6	川崎区地域福祉計画の趣旨に沿ったものであること	
7	人と人がつながり、地域の中に安心・安全なネットワークを築き、地域福祉を推進していくものであること	
8	住民による地域福祉のまちづくりに貢献するものであること	
9	行政、社会福祉協議会、町内会、自治会、民生委員児童委員及び地域福祉関係団体等との協働を視野に入れたものであること	
(備考欄)		

登録結果通知書

年 月 日

_____様

川 崎 区 長

貴団体について、次のとおり通知いたします。

_____年____月____日付けで申請のありました内容について

- 登録しました。
- 登録できません。

団 体 名	
発 足 年	
代表者氏名	
理 由	

【所管課】

川崎区役所

地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）

地域ケア推進課

TEL:044-201-3203 FAX:044-201-3293

組織メール:61keasui@city.kawasaki.jp